

# 肥料価格高騰対策事業のお知らせ

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む県内農業者の皆様の肥料費を支援します。

## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援対象者の要件

農産物を販売し※、化学肥料低減に取り組む農業者

※販売開始前の新規就農者の方は、認定新規就農者であることが要件です。

## 支援の内容

- ①化学肥料の**2割低減**の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の**8.5割**を支援(国7割+県1.5割)
  - ②化学肥料の**1割低減**の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の**5割**を支援
- ※①と②の重複申請はできません。

## 申請に必要なもの

- ①秋肥(令和4年6月~10月に注文)、春肥(令和4年11月~令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの
- ②**注文票**のほか**領収書**または**請求書**
- ③化学肥料低減の取組を記入した**化学肥料低減計画書**

## 申請方法

5戸以上の農業者グループで申請してください。

〔農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定していますので、肥料を購入している農協、肥料販売店にお問合せください。〕

・申請受付期間は、令和5年6月1日~7月14日です。

※徳島県農業再生協議会の受付期間となります。

農業者の方は肥料購入先にお問合せ下さい。

## 問合せ・申請先

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号 JA会館1階  
徳島県農業再生協議会  
電話088-634-2480(受付時間 平日9時~17時)